

2023年度 松山大学 法学部  
一般公募推薦編入学・指定校推薦編入学試験問題

◆小論文◆ (60分、800字以内)

民法では、法律婚（婚姻届の提出等、法律上の手続きを経た戸籍上・法律上の婚姻関係）を選択した夫婦は、夫もしくは妻の「氏」（姓）のどちらかを選択しなければならないとされている。それに関して、選択的夫婦別姓制度の導入について賛成か、反対か自分の意見を理由とともに説明しなさい(制度の導入に対する賛成、反対では評価に差をつけない)。

【参考】民法 750 条

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」